四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし
五　収用の手続が保留される事業地　愛媛県松山市余戸南二丁目、余戸南三丁目、余戸南四丁目、余戸南五丁目、余戸西一丁目、余戸西二丁目、余戸西三丁目、余戸西四丁目、東垣生町、久保田町、南吉田町、高岡町及び北吉田町地内

○国土交通省告示第千三百二十六号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十三条及び船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第六十八条の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等の一部を改正する告示

（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第一条　船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十五条（見出しを含む。）中「防しょく」を「防食」に改め、同条第一項中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改め、同条第二項中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に、「第一条の五」を「第二条第四項」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「塗料の仕様、塗料の選択基準及び前項に掲げる」を「塗料又は鋼材の仕様その他の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　規則第六十三条第二項の告示で定める防食措置は、次のいずれかの措置とする。

一　次に掲げる要件に適合する塗装を施すこと。

イ　耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める塗料を使用すること。

ロ　前項各号に掲げる措置をとること。

二　耐食性その他の性状を考慮して管海官庁が適当と認める鋼材を使用すること。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第二条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第五項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条第四項」を「第六十八条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　固定式炭化水素ガス検知装置に係る規則第六十八条第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　貨物タンクに隣接する区画（ポンプ室を除く。）の複数の適当な場所（以下「採取場所」という。）において試料を採取し、ガス分析装置により当該試料中の炭化水素ガスの濃度を順次分析する機能を有するものであること。

二　三十分を超えない間隔で採取場所の試料の採取及び分析を行うものであること。

三　試料の採取管は、先端部に接続する部分を除き、独立したものであること。

四　ガス分析装置は、貨物制御室その他の管海官庁が適当と認める場所に備え付けられたものであること。

五　安全な場所で、採取した試料を大気中に排出するものであること。

六　試料中の炭化水素ガスの濃度が爆発下限界の値の三十パーセント未満であってあらかじめ設定した濃度に達したときに、自動的に装置を停止し、かつ、船橋、貨物制御室及びガス分析装置が備え付けられた場所において可視可聴の警報を発するものであること。

附　則

この告示は、平成二十四年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千三百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
千歳市字平和一〇〇六番二一八地先から同市字平和一〇〇六番二一一まで		前	最大	四一〇
			最小	四三
		後	最大	九五
			最小	三六
苫小牧市字美沢四二九番二から同市字美沢四二九番二地先まで		前	最大	七六
			最小	六〇
		後	最大	七六
			最小	五六

○国土交通省告示第千三百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北広島市大曲並木一丁目二〇四番から同市大曲並木一丁目二二四番まで		前	最大	五五六
			最小	一一五
		後	最大	五五六
			最小	一一五

○国土交通省告示第千三百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日

国土交通大臣　前田　武志

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間		変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
尼崎市東園田町七丁目六四番二地先から同市弥生ヶ丘町七五番地先まで		前	最大	二二
			最小	二二
		後	最大	三〇
			最小	二二
				六四四

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　四〇八円（本体三九〇円）　（配送料別）